

e会員会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本EDD認証推進協議会(以下、「当法人」という。)が提供する「e-計量」の利用に係る会員制度について定めるものである。

(会員)

第2条 会員は、当法人の目的に賛同し、「e-計量」を活用する意思をもって入会した法人とする。

2. 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律での社員には当たらないものとする。
3. 当法人は、提供するサービス範囲に応じて、会員資格を更に複数の会員資格に区分し新設、廃止することができ、それら全ての会員を総称して、「会員」とする。

第2章 入会・退会

(入会)

第3条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込をし、当法人の代表理事及び専務理事の承認を得るものとする。

2. 当法人の会員は、その代表として当法人に対しその権利を行使する者1名(以下、「会員代表者」という。)を定め、入会申込書に記載することで当法人に届け出なければならない。
3. 本条第1項の承認は、電子メールを利用した意思表示を含むものとする。

(入会申込の不承認)

第4条 当法人の会員になろうとする者に、以下の行為が認められた場合、入会申込の承認を得られないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に当法人から社員並びに会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合。

(会費)

第5条 会員は、当法人の目的を達成するため、次の経費を支払う義務を負う。

- (1) 会員は、入会時に年会費として定められた(当法人ホームページ上の「会員の種類と費用」に記載の)金額を納入しなければならない。
- (2) 入会を継続する会員は、毎年4月に当法人発行の請求書により、定められた年会費を一括で納入しなければならない。
- (3) 経済情勢の著しい変動その他やむを得ない事由が生じた場合、当法人は会員に事前に通知することにより、サービス料金を変更することが出来るものとする。
- (4) 既に納めた年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(「e-計量」のユーザ利用権)

第6条 会員は、年会費入金の確認をもって、「e-計量」の1ユーザ利用権が付与され、当法人が提供する「e-計量」を利用出来るものとする。

2. 「e-計量」のユーザ利用権の追加が必要な場合、「会員の種類と費用」に記載の追加利用料を必要とし、年会費と同様に毎年4月に更新・納入するものとする。
3. 事業年度途中で「e-計量」のユーザ利用権の追加の場合も、前項に準じるものとする。
4. 既に納めたユーザ利用権の追加利用料については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(有効期間)

第7条 会員資格および前条に定める「e-計量」の利用権の有効期間は、加入並びに利用権取得の日を起算日として同一事業年度内とする。

2. 期間満了日の2ヶ月前までに、会員から当法人に対し、「e-計量」のユーザ利用権数の削減または退会届を提出した場合を除き、継続利用するものと見做して、1年間毎に自動更新するものとし、以後も同様とする。

(変更の届出)

第8条 会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を代表理事に提出するものとする。

2. 会員が、前項の変更届を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第9条 会員は、2ヵ月前までに当法人に対して所定の退会申出書を提出することにより、退会することができる。ただし、未払の会費等がある場合には、会員は退会後も当法人に対する未払分の支払いを免れないものとする。

(会員資格の取消)

第10条 当法人は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、理事会での決議によって、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 本規約又はその他当法人が定める規約に違反したとき。
- (2) 他者または当法人の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めたとき。
- (3) 会費の納入が、督促後6ヶ月以上遅滞したとき。
- (4) 当法人のサービスを通じて、他会員等の連絡先、プロフィール等の個人情報収集する行為または入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
- (5) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (6) 会員資格に基づく権利または義務を、第三者に譲渡し、貸与または担保等に供する行動があったとき。
- (7) 第14条(反社会的勢力の排除)の各項・各号に違反したとき。

- (8) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分等を受けたとき。破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、特別清算開始等の申立てをなし、もしくはこれを受けたとき。または競売の申立てを受けたとき。

第3章 権利

(会員の権利)

第11条 会員は次の権利を有する。

- (1) 当法人の「e-計量」の利用。
- (2) その他、当法人が認めた各種資料の閲覧並びに提供するサービスの普及目的の利用。

第4章 守秘義務

(守秘義務)

第12条 会員は、当法人・他の会員から機密である旨の表示又は指定をして機密情報として提供された資料及び情報を、機密情報として取り扱い、不要となった場合速やかに提供者に返却または消去すること。会員が当法人から脱退する場合は、その時点で保持している機密情報をすべて返却または消去すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 知得時に公知であるもの。
- (2) 知得後に自己の責によらず公知となったもの。
- (3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく適法に知得したものの。
- (5) その他、情報開示者が開示を認めたもの。

第5章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第13条 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取り扱いについて、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 適切かつ適法な手段によって取り扱うこと。
- (2) 会員の管理下にある当法人に関わる者の個人情報に対し、他から不正アクセスや、紛失、破壊、漏洩などのおそれがある場合は、自ら適切な措置を講ずること。
- (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守すること。

第6章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第14条 会員は、現在、自らが「反社会的勢力」でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

3. 会員は、現在および将来に亘り自らまたは第三者を利用して、「反社会的勢力」との如何なる取引や関わりを持たないものとする。
4. 会員は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
- (5) 前各項に準ずる行為。

第7章 規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

第15条 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

第8章 免責および損害賠償

(免責および損害賠償)

第16条 戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ずサービスを変更、中止または一時停止せざるを得なかった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。

2. 会員は、当法人が提供する特典および当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。
3. 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。
4. 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、これを当法人に報告した上で、自己の責任において紛争解決するものとする。
5. 本規約に違反した会員に対し、当法人はサービスの利用停止、会員資格の取消等の措置をとることがあるが、それによって生じた如何なる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
6. 登録メールやパスワードが第三者に利用されたことによって生じた損害等については、当法人に重過失がある場合を除き、当法人は一切責任を負わないものとする。
7. 万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当法人は間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求および過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、当法人が負う責任は、会員が当該事業年度内に支払った会費を上限とする。また、会員は如何なる損害金等が有ろうとも当法人に支払うべき代金の減額請求は行わないものとする。
8. 会員が退会・会員資格の取消等により会員資格を喪失した後も、本条、第12条および第13条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

附則

2015(H27)年6月11日制定

2015(H27)年9月25日改定

2024(R06)年1月 1日改定

【一般社団法人日本EDD認証推進協議会】